



平成23年度長崎市地域猫活動 モデル地区支援事業説明会

2011/06/18 長崎県勤労福祉会館

「地域猫活動」とは？

1. さまざまな志向や価値観を持つ住民が集まって住む都市部において、
2. ねこ好き・ねこ嫌いの間の意見の違いをすりあわせながら、
3. 外で暮らすねこ（外ねこ）と人間とが共存するための妥協点を定め、
4. その目標に向かって地域住民が協力して行なう外ねこの飼養活動 のことです。

- ▶ 長崎県では2008年3月に策定された『動物愛護管理推進計画』において、地域住民・行政・民間ボランティアの協働で「モデル地区」制度をはじめとする取り組みを行なっていくこととなりました。



長崎市のモデル事業について

- ▶ 地域猫活動を進めるにふさわしい「モデル地区」を申請に基づいて選定
- ▶ それらの地区で概ね合計30匹を上限として「地域猫」に認定
- ▶ 認定された猫については、不妊化手術の助成金を市から支給
 - ▶ 助成は、地区の自己負担（1匹につき2,000円）を手術費用から差し引いた額を、動物病院に対して行ないます（手術時に市の認定証を病院に提示）
- ▶ モデル地区の認定には、1) 住民間の合意形成
2) 認定地域猫に対する適正な終生飼養が最低条件となります



▶ 3

地域猫活動モデル地区支援事業説明会 2011/6/18

このモデル事業の性格について

- ▶ 「地域猫活動モデル地区支援事業」ということは.....
 - ▶ 「これから地域猫活動を始めてみたい」と考えた人たちに対して「ああ、それだったら、〇〇地区が一番いいモデルですよ、一度見に行って、話を聞いてごらんください」と言えるような「モデル地区」を、長崎市が支援・応援する事業、ということになります。
 - ▶ ということは、地域猫活動が「既に軌道に乗りつつある」か、少なくとも「軌道に乗せる見通しが立ちそう」な地区を選んで、支援することになります。
 - ▶ 地域猫活動を軌道に乗せるためにはいろいろな課題がありますが、なかでも「ねこ嫌いを含めた地域の合意形成」と「不妊化による頭数増加の防止」は絶対にクリアしなければならない課題です。
 - ▶ 課題の前者は、まずは地域で話し合うことが第一です。
 - ▶ 後者は、話し合いだけでは解決しない「手術代」の問題がありますので、そこを支援するのが今回のモデル事業の目的です。決して単なる「不妊化助成事業」ではありません。



▶ 4

地域猫活動モデル地区支援事業説明会 2011/6/18

モデル事業に関するQ&A (1)

▶ どうしてわずか30匹までなの？

- ▶ たくさんの地区で、たくさんのねこに一斉に不妊化手術を施すことが一番だ、というのはわかります。けれどもそのためには市民の税金からたくさんの予算を割いてもらわなければならないわけです。
- ▶ 「モデル事業」は一般に、行政がある施策を試験的に行なう際に用いられる事業手法です。本格的に事業を実施した場合に出てくるかもしれない問題点をあらかじめ把握しその対策を練ること、また、そもそもその事業を本格的に実施すべきかどうか、事業の費用対効果を見定めることが、モデル事業の目的です。
- ▶ したがって、十分な効果の見込める地区で、確実な成功例を積み重ねることが、将来的によりたくさんの地区が対象となるような本事業実施を認めてもらう根拠ともなります。



モデル事業に関するQ&A (2)

▶ どういうふうに認定作業が行なわれるの？

- ▶ まず、認定を希望する地区のみなさまで「申請書」を作成・提出していただきます。申請書の作成にあたっては、民間ボランティア（長崎県地域猫活動連絡協議会）がお手伝いすることができず。（もちろん独力で作成していただいてもかまいません。）
- ▶ 申請を受けて、市では(1)申請内容が適正か、(2)継続して地域猫活動を続けられる体制が整っているか、(3)地区内での合意形成が十分に行なわれているか、の3点について、調査を行ないます。
- ▶ 調査は、行政担当者および民間ボランティア（長崎県地域猫活動連絡協議会）10名程度が分担して、密接に連絡を取り合っを行ないます。現地聞き取り調査が主になりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。



モデル事業に関するQ&A (3)

- ▶ 「申請内容が適正か」というのは？
 - ▶ まず、地域猫に認定するのは「飼い主不定の外ねこ」に限られません。特定の飼い主がいて内外飼いされているねこは、これには含めません。
 - ▶ 「飼い主不定の外ねこ」であっても、「個体識別が完全に行なわれていること」が必要です。「だいたい10匹ぐらい」ではなく、「この三毛と、こっちのキジとキジしろと……」と具体的に写真と組み合わせた個別のねこのデータが必要になります。
 - ▶ したがって、定期的にきちんとした餌やりをしながら、個々のねこを把握している方の地域猫活動への参加は不可欠になりますし、地区内のねこの全体像が把握できていることが申請にあたっては必要だということになります。



▶ 7

地域猫活動モデル地区支援事業説明会 2011/6/18

モデル事業に関するQ&A (4)

- ▶ 「継続して地域猫活動が続けられる体制」とは？
 - ▶ まず複数の「餌やりさん」が集まって協力する必要があります。マナーの悪い餌やりさんがいるケースもありますが、そうした方に対してもできるだけいねいに説明し、協力をとりつけてください。これを怠ると、夜中にこっそり餌撒きをされてしまう危険が出てきます。よその猫も引き寄せてしまい、結果として「地域猫としてのコントロール」ができなくなります。
 - ▶ 餌やりやトイレ掃除など、地域猫が天寿を全うするまで継続して見守り続けたときのお世話の負担は大きなものがあります。通常の餌やりさんのほか、「ピンチヒッター」「リリース」役となる方も確保してください。餌代をカンパしてくれる方も歓迎ですね。
 - ▶ 自治会・地区内でひとびとから信頼されている役職の方からも、ぜひサポートをとりつけてください。なにかトラブルがあったときに、地区内で相談できるまとめ役はどうしても必要です。



▶ 8

地域猫活動モデル地区支援事業説明会 2011/6/18

モデル事業に関するQ&A (5)

- ▶ 自治会長の承認や自治会総会の議決が必要なの？
 - ▶ そういった「自治会一丸となつての地域猫活動」が理想であることは確かです。長崎県内でもっとも先進的な活動地区の一つである長与ニュータウン東区自治会の地域猫活動が、その典型例です。
 - ▶ ただし、自治会レベルの合意が取れている場合は、長崎県獣医師会による不妊化手術の全額助成が受けられますので、可能であるならそちらをめざした方が得策です。
 - ▶ 「うちの自治会は広すぎてまとまらない」「今の自治会長がねこ嫌いできつしまがな」といったケースでも、外ねこの移動範囲を十分にカバーできる広さの地区で一定の合意形成が可能であれば、市のモデル事業に申請が可能です。
 - ▶ ただしその場合でも「ねこ嫌いを含めた近隣住民の理解や了解をとりつけること」は必須条件となります。



モデル事業に関するQ&A (6)

- ▶ 合意形成は、行政から命じてやってほしいんだけど？
 - ▶ 行政から命じられてつくられるタイプの「合意」は合意ではありません。たとえばそうやって無理やりにねじ伏せられた「ねこ嫌い」の方は、折に触れて地域猫活動に批判的な言動・行動を取るようになります。それはそれは徹底的に。そして、その矛先はしばしばねこに向かいます。
 - ▶ 「地域猫活動」は、地区内の「ねこをめぐる対立」を、地区住民同士の話し合いで解消していく「住民運動」です。自分たちでつくったルールを自分たちで守る。それがなによりも重要な点です。
 - ▶ 「あそこの家のねこ嫌いは筋金入りで、絶対話なんか聞いてくれない」——確かにそれはあるかもしれません。「ねこ嫌い」なのか「ねこ好きの人間を嫌い」なのかは微妙ですが、そういうケースはしばしばあります。説得は難しい・不可能だ、というのもよくわかります。
 - ▶ けれども、それを放置したままにしているのは、「地域猫活動」として認めることはできません。



たとえ話・その1

- ▶ みなさんが、子ねこを拾ってしまった小学生で、お父さん・お母さんに「飼いねこにしてもらおう」許しを得るとすれば、どう訴えますか？
 - ▶ 「どうせすぐ飽きてめんどくみなくなっちゃうでしょ！ 結局お母さんが全部お世話することになるんだから！」
 - ▶ 「餌代だってバカにならないんだから。そんなにうちはお金持ちじゃないのよ」
 - ▶ 「お父さんは、猫は嫌いだから、飼うのはだめだ。捨ててきなさい」
- ▶ ……などなど、いろんな障碍が立ち塞がるのを、いろんな約束をしてなんとか認めてもらおうとするはずです。
 - ▶ 「地域猫」は「地域の飼いねこ」にすることです。だから、いろんなひとに、いろんな約束をして、なんとか認めてもらわなくてはなりませんね。

▶ 11

地域猫活動モデル地区支援事業説明会 2011/6/18



たとえ話・その2

- ▶ たばこの吸い方のマナーについて考えてみましょう
 - ▶ 「おれの金でたばこを吸うんだ、おれの勝手だろ」という愛煙家
 - ▶ 「わたしはたばこがキライです、たばこの煙を吸うと気分が悪くなります、たばこなんて有害なものはこの世からなくすべき」という嫌煙家
 - ▶ 愛煙家と嫌煙家は相容れません。なので、それぞれの言い分を聞いた上で「副流煙の害などがこれだけ認められるので、公共の場では禁煙・分煙としましょう」というルールが作られてきました。
- ▶ ねこも同じです。
 - ▶ 「わたしが自腹を切って猫に餌をやっているのがなんで悪い？」というねこ好き、「ねこなんて見たくもない、糞尿で大変な迷惑を被るのだから、全部捕まえて殺してしまえ」というねこ嫌い……愛煙家と嫌煙家によく似ています。
 - ▶ たばこのマナーのように、ねこの飼い方のルールを徐々に広めていかなければなりません。 → 一覧表

▶ 12

地域猫活動モデル地区支援事業説明会 2011/6/18



ふたたび「地域猫活動」とは？

- ▶ 最初に、地域猫活動とは「さまざまな志向や価値観を持つ住民が集まって住む都市部において、ねこ好き・ねこ嫌いの間の意見の違いをすりあわせながら、外で暮らすねこ（外ねこ）と人間とが共存するための妥協点を定め、その目標に向かって地域住民が協力して行なう外ねこの飼育活動」のことで、と述べました。
- ▶ では、ねこ嫌いのひとが「妥協」できるポイントはどこでしょう？
 - ▶ たばこの煙のように、目の前からねこが一切いなくなってほしいと願うねこ嫌いのひとに納得してもらうには、「地域猫活動は、実は、極めて長期間にわたる、ねこたちに苦痛を与えない『駆除』である」と説明する必要があります。
 - ▶ 「えっ!? 駆除!?!」と驚かれると思いますが……

▶ 13

地域猫活動モデル地区支援事業説明会 2011/6/18



「地域猫活動」と「駆除」

- ▶ 一定地区のねこを全頭不妊化すれば、そこからは子ねこは生まれなくなることになります。不妊化したねこが10年後、20年後に寿命を迎えれば、その地区のねこはいなくなり、ます＝駆除されます——ある条件を満たせば。
- ▶ その条件とは「外からねこが入らなければ」。
 - ▶ 具体的には、その地区に捨てねこをされたらアウトです。ですから「捨てねこされない対策」を地区全体でとる必要があります。そしてこれは「ねこ嫌い」の方からも協力を得やすい点です。
 - ▶ もう一つは、隣の地区からふらふらと迷いねこが入ってきてもダメになりますが、「地域ねこ」としてなわばりを持つ外ねこがいる場合は、それほど簡単に流入してくることはないようです。逆に「全頭駆除」してしまうと、その真空地帯に隣のねこが流入するケースが生じます。だから「急に駆除をするのは適切ではない」とも説明できます。

▶ 14

地域猫活動モデル地区支援事業説明会 2011/6/18



ねこ好き・ねこ嫌い・普通の人

- ▶ 自腹で餌やりや個人TNRをするほどのねこ好きも、逆に、ねこを見たら石を投げたり捕まえて駆除しようとしたりするねこ嫌いも、どちらも「普通の人」からみれば両極端の「変人」です。
 - ▶ 「変人」同士で言い争っても、地域猫活動にはつながりません。ねこ好きはねこ嫌いを「ひとでなし」と思っている。ねこ嫌いはねこ好きを「頭がおかしい」と思っている。相手を見下している同士では、決して相手の話は聞かないから、生産的な話し合いにはならない。ですから「普通の人」にまずきちんと話をして、地域猫活動について理解をしてもらって下さい。
 - ▶ 「きちんと管理しながら徐々に外ねこを減らしていく」のが地域猫活動の本来の趣旨です。
 - ▶ それがねこ好き・ねこ嫌い・普通の人「妥協点」になります。それなら協力し合えるはず。



▶ 15

地域猫活動モデル地区支援事業説明会 2011/6/18

おわりに

- ▶ 地域猫活動は、とにかく「地域住民の合意形成」という点に尽きます。そしてその目的は、究極的には「その地区の外ねこをなくす」ということになります。
- ▶ 「街のなかに、ゆったりとくつろぐ外ねこたちがいて、それを周囲のひとがみな温かく見守る」という風景は、確かにひとつの理想かもしれませぬ。
- ▶ けれどもひとが皆ねこ好きばかりとは限りませぬ。だったら、ねこの街にあふれる理想郷をめざすのではなく、どのねこも飼い主の家のなかで穏やかに暮らせる「完全室内飼い」をめざすべきでしょう——ねこたちの幸せと安全を考えれば。
- ▶ 地域猫活動はそこに至るまでの「過渡的な」ひととねこの共存のひとつのあり方です。



▶ 16

地域猫活動モデル地区支援事業説明会 2011/6/18